



特許(知的財産)の本質

話題提供者

齊田信明

(財)工業所有権協力センター顧問

ノーベル賞と特許

最近、特許が知的財産という言葉で大変持て囂されています。しかし、後で述べますが特許の役割が変わってきたわけではありません。新聞でビジネスモデルや遺伝子関連の特許が盛んに取り上げられるようになり、これまで関心がなかった大企業の社長さんの関心も高まってきて、今やブームのようになっています。例えば、青色ダイオードの職務発明に関して訴訟になりましたが、それがマスコミで騒がれたことが端緒となって、また特許が注目されてきています。

日本では、特許を出願するためには明細書を出さなくてはなりません。現在、日本で一番厚いものは50万ページぐらいだといわれています。先にイラクが国連に提出した申告書が1万2000ページだそうですが、アメリカには600万ページのものがあると聞き、特許の世界がだんだん広がってきたなと感じています。

さて今私が一番関心を寄せているのは、田中耕一さんの発明です。海外には同じような研究をした人がいるようですが、特許の出願日を見ると田中さんが一番早かったので、彼がノーベル賞を受賞したわけです。田中さんには、13~14件の特許があり、その基本部分を読みましたが、その内容は実に簡潔なものです。しかし、その結果作られた質量分析器によってタンパク質の構造が決定できるようになり、ノーベル賞受賞につながったわけです。ノーベル賞は、もっとアカデミックな研究を対象にしているものかと思いましたが、考えてみると、ノーベルの発明も実に簡単なものです。ニトログリセリンをそのまま運ぶと爆発してしましますが、これを珪藻土にしみ込ませれば運ぶことができ、火をつけると爆発します。田中さんの特許は明細書3ページに図面が少し付いたものですが、ノーベルが1858年にアメリカで特許を取得した時のものはわずか2ページです。長々と書けばノーベル賞の対象になるというものでもないし、発明もそうではないでしょうか。

特許を考える

私は、民間企業に8年ほどいましたが、その時ある役員が私に、「発明や特許というのは鼻くそのようなものです。うちは技術だっただけでお金を出して買える」と言うので、私は「その通りです」と答えました。そのうちITC(米国国際貿易委員会)に引っかかり、大金を支払わなくてはならない事態が発生しました。するとまた彼がやって来て、「あなたは嘘を言っただろう」というのです。私は「こういうことは経験してみなければわからない話です。あの時、特許庁から来た私が、特許は大切ですよと言っても、あなたは真剣に聞かなかったはずですよ」と答えると、彼は「確かにそうだ。今にしてみると、特許は大切だったなあ」と言っていました。今や我が国も知的財産戦略会議を設置するまでになりましたが、知的財産がどれほど重要なものかということは、これから先の話ではないかと思っています。

1983年にエール大学が「製品イノベーションの占有可能性を確保する方法の有効性」について、日米で行った調査があります。アメリカの場合、技術革新の占有に最も有効な方法は、早くものを作って市場に出す「先行的市場化(リードタイム)」で、2番目が「技術情報の秘匿」、3番目が「特許による保護」は6番目となっています。しかし日本の場合、一番は同じく「先行的市場化」ですが、なぜか「特許による保護」が2番目にきています。当時日本では特許があまり重要視されていなかったにも関わらず、このような結果が出ています。はたして本当はどうなのでしょう。

私は特許を説明するとき、特許は卵によく似ているといます。卵は黄身があって、周囲を白身が囲み、それに殻が被さっています。黄身を発明とすると、周囲の白身は技術であり、殻が特許です。卵は黄身に価値があり、殻は捨ててしましますが、特許は殻よりも中身が大切なのであって、技術のないところには特許もないのです。

また、特許の議論で大事なことは、どういう立場で議

論をしているかということです。国家的な立場での議論もありますし、産業界でも、電機、機械、化学などそれぞれの立場に立った議論があります。個々の企業を見ても、各企業によって技術、商品が違うわけですから、それぞれに特許を議論する立場が異なってきます。

化学、医薬などのディスクリート産業では、開発期間が長く、研究開発費が何百億円もかかるので、後から真似をしようとしても追いつけない。こういうところでは、年間200件ぐらいの特許で十分製品を守っていくことができ、特許紛争もあまり起こりません。一方、電機・通信などのコンプレックス産業では、1社で数万件もの特許出願があります。これらの産業では、そうしないと製品を守れないわけです。

特許はなんのため

特許はなんのためにあるのでしょうか。特許は、独占禁止法からも除外された強力な独占権です。そして、Winner takes all.といわれるように、勝利者のみがすべてを取ってしまいます。一般に、特許は技術格差を固定するといいますが、たとえそれほど技術格差がなくても、その格差が固定されてしまうほど強い権利だといえます。従って、別の要因もありますが、たとえ中小企業でもきちんと特許を取得すれば、論理的には大企業を抑えることができるわけです。

次に、1998(平成10)年における先進国と途上国の特許出願件数を見えます。日本では40万件の出願があり、そのうち内国人によるものは36万件ぐらいです。一方、アメリカの出願件数は26万件ぐらいですが、そのうちアメリカ人によるものは14万件で、残りの12万件は外国人が出願したものです。ドイツでは13万件、イギリスでは14万件の出願があり、内国人によるものは3万件足らずです。タイでは、特許出願が5000件ぐらいで、そのうち内国人によるものは500件弱に過ぎません。

外国特許出願はその国に製品を輸出するために行うわけですから、この数字はその国の外国でのマーケットの大きさを示しているものともいえます。

特許と権利化

先述のように特許は、技術に被せる殻のようなものですから、強い技術があれば特許も強いように思えます。しかし、あくまで技術が強いのであって、特許が強いわ

けではありません。また、早く権利が欲しいとよくいわれます。中小企業はよそに真似をされては困るので、すぐ製品にしようとするのでしょう。しかし、特許は取るだけではダメで、儲からなければ意味がありません。儲かるためには、どのタイミングで特許を取得したらよいか重要になってきます。医薬品のように製品化に10~20年もかかる場合、それほど早く権利を付けてくれという必要はありません。例えば、製品を市場に出して、他社がどんどん真似をしてきた時に、一気に特許を取得して抑えにかかれば、その会社は最も儲かるわけです。

それから広くということですが、ビジネスモデルでもなんでも、領域を広げて特許の対象にしようという考えがあります。そうした考え方もわかりますが、特許権者があればその影響を受ける第三者もいるわけですから、そのバランスを常に考えなければいけないと思います。

これからはプロパテントの時代だといわれます。1985(昭和60)年にアメリカでヤングレポートが出されましたが、そこには国際競争力を回復するうえでの特許の重要性が述べられています。後に、特に日本の特許関係者がこれをつかまえて、プロパテントというようになりました。

我が国でも、95年に科学技術基本法が成立し、2002年11月には知的財産基本法も成立しました。しかし、これらは環境作りであって、それによって研究開発が進んだり、知的財産がどんどん増えるというわけではありません。要は技術をどのように作っていくか、知的財産をいかに作り上げていくかということが大切なのです。

イギリスに特許制度ができて300年、アメリカ200年、ドイツと日本が大略100年です。その間、特許の役割、本質は、ほとんど変わっていません。しかしその時々で、反トラスト法が盛んな時に独占はけしからんといったり、逆に独占権を発展させなければダメだというムードが起きたりします。日本でも損害賠償額を3倍にしようという声がありますが、これは間違いだと思います。こういう立場の人たちは、中国や他の発展途上国にのみ目が向かっています。日本の技術を真似されないように、賠償金を高くしてしまおうというわけです。しかし、振り返るとアメリカがいて、国力の差は明らかです。私は発展途上国に真似されることと、米国との国力の差の間には、ものすごいギャップがあると思います。その点を踏まえながら、ミクロ・マクロの議論を長期的視点で考えていくべきでしょう。(2002年12月13日開催)SAT